

社会・援護局地域福祉課

第 10 章 数据库系统概论

1. 「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた取組の推進について

○「地域共生社会」の実現に向けた取組について

①「地域共生社会」の実現に向けた取組

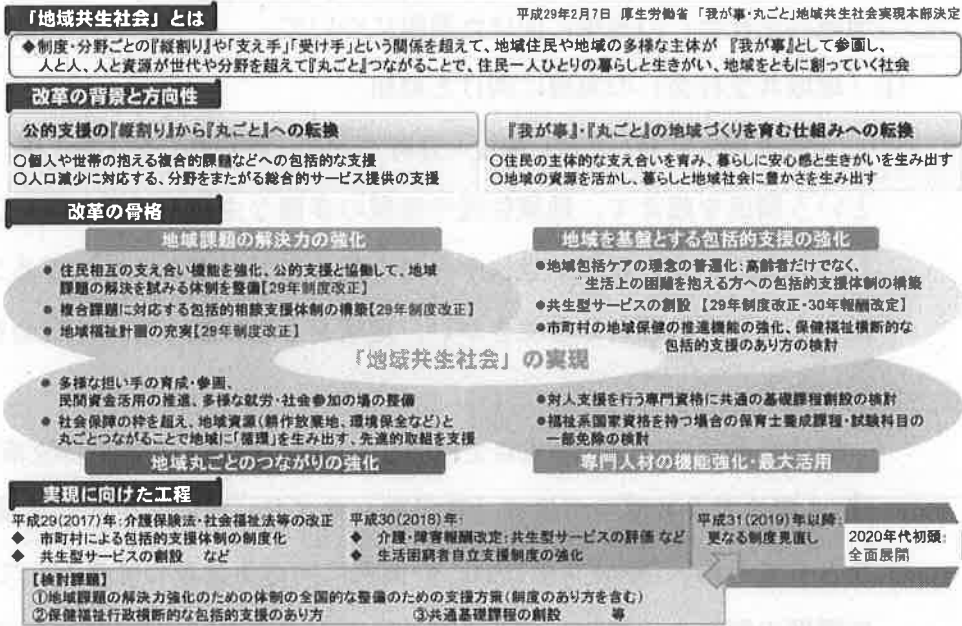
「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである。

厚生労働省では、「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）をとりまとめ、「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格として、(1)「地域課題の解決力の強化」、(2)「地域丸ごとのつながりの強化」、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」、(4)「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げている。

このうち、「地域課題の解決力の強化」については、(1)住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、(2)複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、(3)地域福祉計画の充実を改革の骨格としており、これらを実現するため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法を改正したところである。

また、「地域を基盤とする包括的支援の強化」については、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することを目指している。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】



②「地域包括ケアシステム」と「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」
との関係について

「地域包括ケアシステム」は、高齢期のケアを念頭に置いた概念として使用してきており、引き続き推進していく。

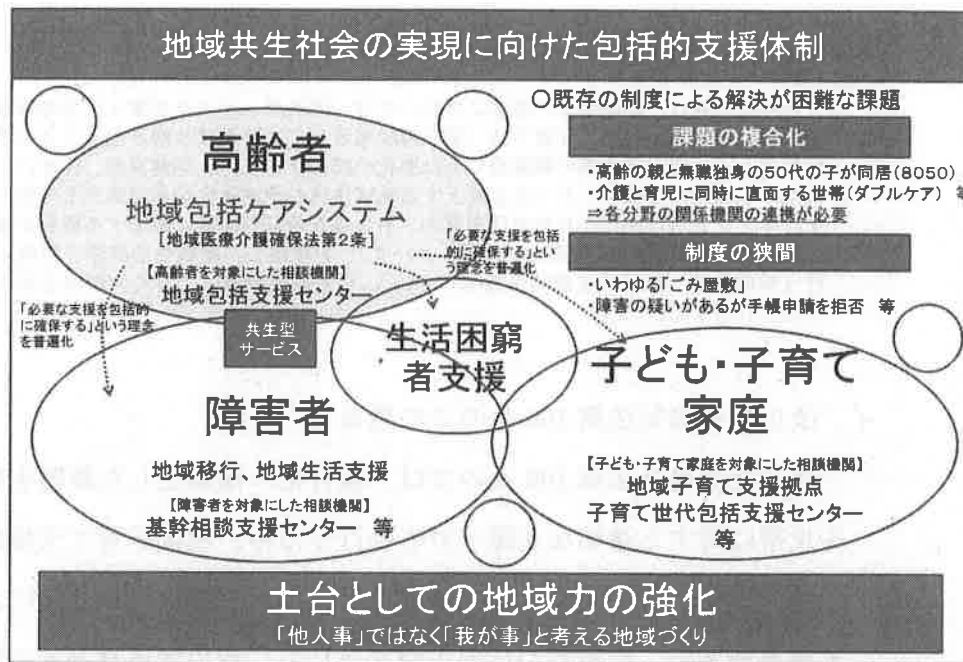
(参考) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)(抄) 第二条 この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の实情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力 に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

一方、地域共生社会の実現に向けては、「地域包括ケア」の「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、障害者、子ども等への支援や、複合課題(※)にも広げた包括的支援体制を構築していく必要がある。

※複合課題の例

高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯(「8050」)、介護と育児に同時に直面する世帯(「ダブルケア」)など

「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」とは、このように「地域包括ケア」の理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者、子どもなど生活上の困難を抱える方への包括的な支援体制とするものである。また、地域共生社会は、地域包括ケアシステムを包含する概念である。



③改正社会福祉法の内容

複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築を目指し、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正されたところである。（平成 29 年 6 月 2 日公布）

ア 改正社会福祉法第 4 条第 2 項の趣旨

改正社会福祉法第 4 条第 2 項は、地域住民や福祉関係者が、(1) 本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、(2) 福祉、介護、保健医療に限らない、様々な生活課題を把握するとともに、(3) 行政などと協働し、課題を解決していくことが必要である旨を定め、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念を明確化している。

(地域福祉の推進)

第4条

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

イ 改正社会福祉法第106条の2の趣旨

改正社会福祉法第106条の2は、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など福祉の各分野における相談支援事業者が、利用者からの相談を通じて、利用者自身とその利用者の属する世帯が抱える生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な機関につないでいくことを努力義務としている。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営業者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを営業者
- 三 介護保険法第一百五條の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七條第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九條第一号に掲げる事業

ウ 改正社会福祉法第106条の3の趣旨

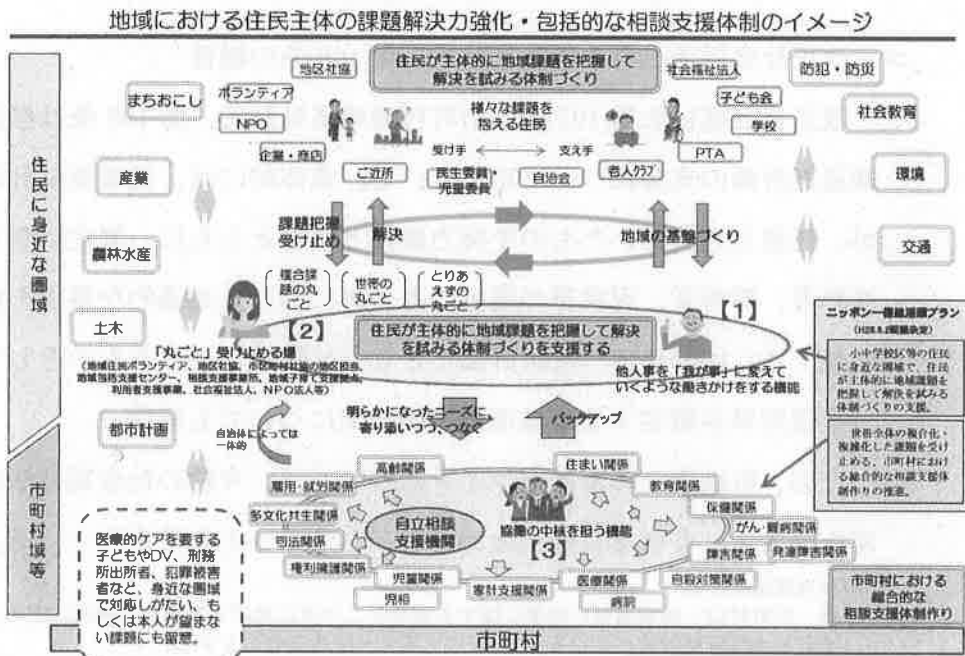
改正社会福祉法第106条の3第1項は、(1)地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組(下の図の【1】)、(2)様々な相談を「丸ごと」受け止める場の整備(下の図の【2】)、(3)相談機関の協働、ネットワーク体制の整備(下の図の【3】)などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の新たな努力義務としている。

また、第2項に基づく市町村が取組を進めるに当たっての指針については、昨年10月に設置した「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」（座長：原田正樹 日本福祉大学教授）での議論を踏まえつつ、今秋を目途に策定する予定としている。

（包括的な支援体制の整備）

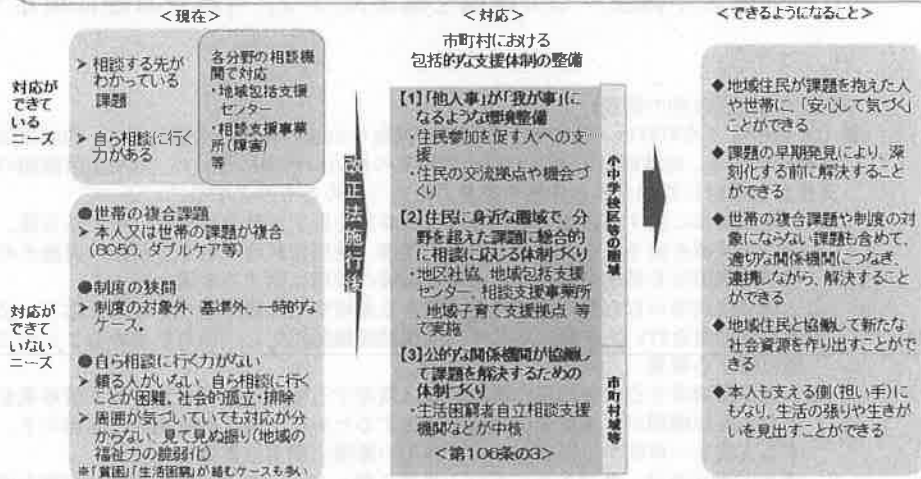
第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。



「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

- ◆ 高齢、障害、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立(時には排除)しているケースなどを確実に支援につなげる。かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行う。
- ◆ 既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行う。



エ 改正社会福祉法第 107 条及び改正第 108 条の趣旨

改正社会福祉法第 107 条は市町村地域福祉計画、第 108 条は都道府県地域福祉計画の充実について定めている。具体的には、地域福祉計画の策定が、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられるものとしている。

(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

なお、計画策定のガイドラインについては、今般の社会福祉法改正の内容を踏まえ、今秋を目途に改めてお示しすることを予定している。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

オ 改正法附則の趣旨

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の附則第 2 条において、「公布後 3 年を目処として、社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項に規定する市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」旨規定されている。

平成 29 年度予算において、各自治体の創意工夫ある取組を支援するモデル事業（「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業、20 億円）を計上しているところであり、このモデル事業を通じて、地域の実情に応じた好事例をつくるとともに、全国的に体制を整備していく上での課題や論点を抽出して検討を進めていく。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 附則（抄）
（検討）

第 2 条 政府は、この法律の公布後 3 年を目途として、第八条の規定による改正後の社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項に規定する体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

東京の経済状況は、前年同様、概して好転傾向にあるが、物価の暴落は、引き続き、深刻な問題となっている。

物価の暴落は、物産の不足、生産の停滞、流通の滞り、消費の不振、などによるものである。

政府は、物産の増産、生産の促進、流通の改善、消費の喚起、などにより、物産の不足を解消する必要がある。

また、物産の増産には、技術革新の促進、設備投資の増加、などによる生産力の向上が不可欠である。

生産の促進には、労働力の確保、労働生産性の向上、などによる生産効率の向上が不可欠である。

流通の改善には、交通手段の整備、流通コストの削減、などによる流通効率の向上が不可欠である。

消費の喚起には、消費者の購買力の向上、消費者の購買意欲の喚起、などによる消費の増加が不可欠である。

以上のように、物産の不足を解消し、生産を促進し、流通を改善し、消費を喚起し、物産の不足を解消する必要がある。

物産の不足を解消し、生産を促進し、流通を改善し、消費を喚起し、物産の不足を解消する必要がある。

また、物産の増産には、技術革新の促進、設備投資の増加、などによる生産力の向上が不可欠である。

生産の促進には、労働力の確保、労働生産性の向上、などによる生産効率の向上が不可欠である。

流通の改善には、交通手段の整備、流通コストの削減、などによる流通効率の向上が不可欠である。

消費の喚起には、消費者の購買力の向上、消費者の購買意欲の喚起、などによる消費の増加が不可欠である。

以上のように、物産の不足を解消し、生産を促進し、流通を改善し、消費を喚起し、物産の不足を解消する必要がある。

また、物産の増産には、技術革新の促進、設備投資の増加、などによる生産力の向上が不可欠である。

生産の促進には、労働力の確保、労働生産性の向上、などによる生産効率の向上が不可欠である。

流通の改善には、交通手段の整備、流通コストの削減、などによる流通効率の向上が不可欠である。

消費の喚起には、消費者の購買力の向上、消費者の購買意欲の喚起、などによる消費の増加が不可欠である。

以上のように、物産の不足を解消し、生産を促進し、流通を改善し、消費を喚起し、物産の不足を解消する必要がある。

また、物産の増産には、技術革新の促進、設備投資の増加、などによる生産力の向上が不可欠である。

生産の促進には、労働力の確保、労働生産性の向上、などによる生産効率の向上が不可欠である。

流通の改善には、交通手段の整備、流通コストの削減、などによる流通効率の向上が不可欠である。